

2019年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

公法系法学専門試験

【憲法】

問題1

下記の2つの項目について、それぞれ5行～10行で説明しなさい。(配点20点)

- (1) 表現内容中立規制
- (2) 部分社会論(部分社会の法理)

問題2

参議院議員選挙について、現行の比例代表選挙を廃止するとともに、選挙区選出議員の選出方法について、現在の公職選挙法を改正して、選挙区である各都道府県において選挙すべき議員の数を一律6人(3年ごとに半数改選)とする制度に変更する案が検討されているとする。この案について、関連する最高裁判例に触れつつ、憲法上の問題を検討しなさい。(配点30点)

2019年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

公法系法学専門試験

【行政法】

以下の7項目から5項目を選び、それぞれ10行程度で説明しなさい。できるだけ具体例を挙げ、代表的な判例があるときは判例にも言及すること。(配点50点)

- 1 違法性一元説と違法性相対説
- 2 公共組合
- 3 客観的明白説
- 4 拒否処分の執行停止
- 5 バイパス理論
- 6 法律の法規創造力
- 7 概括主義と列記主義

2019年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

民事法系法学専門試験

【民法】

以下の【問題1】【問題2】に解答しなさい。

【問題1】 以下の(問1)～(問3)に解答しなさい(配点25点)。

- (問1) Aの事業所から土木機械(以下「本件機械」という。)を盗取したBは、これを中古土木機械の販売業者Cに売却し、DはCの店舗で本件機械を購入して引渡しを受けた。その後、本件機械を整備に出したDは、整備工場から、本件機械が盗品ではないかとの指摘を受けたが、Dは取り合わなかった。一方、Aは、盗難から2年1か月後になって、本件機械をDが所持しているのを知り、Dに対して引渡しを請求した。Aの請求は認められるか(配点10点)。
- (問2) (問1)のAの請求が、盗難から1年11か月後であった場合、Dは、Aに対して、どのような主張ができるか(配点5点)。
- (問3) (問2)の事案において、Aは、本件機械の返還請求のほか、本件機械の使用利益の返還ないし賃料相当分の損害賠償を請求した。Aの請求は認められるか(配点10点)。

【問題2】 以下の(問1)～(問2)に解答しなさい(配点25点)。

- (問1) Aの経営する店舗の従業員Bは、Cから借りた100万円の返済に窮して、Aに対し商品の仕入れに必要と嘘をついて50万円を交付させ(以下「金員1」という。)、さらに店舗の金庫にあった50万円を勝手に持ち出して(以下「金員2」という。)、Cに交付した。Cは、Bがどこから金を工面してきたのか不審に思ったが、自身も借金に苦しんでいたため、Bに対して詮索することなく金員を受領した。その後、Bから金員1・金員2の騙取・横領を告白されたAは、Cに対して100万円の返還を請求した。Aの請求は認められるか(配点15点)。
- (問2) (問1)の事案において、Cは、Dから900万円の借金をしており、Bから受領した100万円以外に、まったく財産がなかった。(問1)のAのCに対する請求を知ったDは、自己に対して100万円を交付するようCに請求した。Dの請求は認められるか(配点10点)。

2019年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

民事系法学専門試験

【商法・会社法】

下記の設例を読み、後記の設問に解答しなさい(配点50点)。

【設例】

Cは、D国のロースクールで、現在、日本に留学中である。Cは、最近、日本の商法・会社法の法律雑誌を見ていたところ、日本では、ときどき、①株式会社の設立をめぐる問題や、②いわゆるキャッシュ・アウトをめぐる問題が、話題になっていることに気が付き、これらの問題に興味を覚えた。

Cは、①の問題については、いわゆる変態設立事項について、特に、いわゆる財産引受けについて、その法規制の内容や、その法規制の在り方が発起人の権限といかなる関係にあるのか、ということについて、興味を持っている。

また、②の問題については、いわゆるキャッシュ・アウトには、いかなる方法があるのか、そして、それぞれの方法をめぐる法規制の内容について、興味を持っている。

しかし、Cは、自分自身では、法制度をはじめ裁判例も含めた日本法の状況がよく分からないため、これらの問題について詳しい弁護士であるあなたのところに、詳しい説明を求めて、相談に訪れた。

<設問1>

あなたは、Cに対して、①の問題について、どのように回答するか、その内容について、論じなさい(配点 25点)。

<設問2>

あなたは、Cに対して、②の問題について、どのように回答するか、その内容について、論じなさい(配点 25点)。

2019年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

民事法系法学専門試験

【民事訴訟法】

【問題】以下の〔設例〕を読んで、〔設問〕に解答しなさい。

(配点：設問(1)20点、設問(2)30点)

〔設例〕

Xは、Yに対して有する1000万円の売買代金債権について、その一部であることを明示したうえで、そのうち300万円の支払を求める訴えを、Yを相手に提起した。

〔設問〕

(1)〔設例〕の訴訟の提起を受けた裁判所は、審理の結果、Xの売買代金債権は200万円が残存するとの心証を得た。

①この場合において、裁判所はどのような判決をすべきか。また、その判決が確定したとき、既判力はどの事項に生じているかを解答しなさい。

②①の判決が確定した後、XがYに対して残部700万円の支払を求める訴え(後訴)を提起したとする。このXによる後訴は許されるか。許されとした場合、後訴にかかるXの請求はどのように審理判断されるべきかを解答しなさい。

(2)〔設例〕の訴訟の提起を受けた裁判所は、審理の結果、Xの売買代金債権は500万円が残存するとの心証を得た。

①この場合において、裁判所はどのような判決をすべきか。また、その判決が確定したとき、既判力はどの事項に生じているかを解答しなさい。

②①の判決が確定した後、XがYに対して残部700万円の支払を求める訴え(後訴)を提起したとする。このXによる後訴は許されるか。許されとした場合、後訴にかかるXの請求はどのように審理判断されるべきかを解答しなさい。

2019年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

刑事法系法学専門試験

【刑法】

以下の設問に全て解答せよ。

I Oに日頃から恨みを抱いているXは、Oを殺害しようとその機会を窺っていた。ある日、Xが高級住宅街にあるO宅前を通りかかったところ、Oが居間で高級ワインを飲みながらくつろいでいるのが目に入った。それをみたXは、無性に腹が立ち、このままOをO宅ごと燃やして殺害しようと思いついた。そこで、Xは、近くのガソリンスタンドで、「路上でガス欠になって困っている」と嘘をついて、10リットルのガソリンを購入、携行缶に入れてO宅に戻った。そして、Xは、Oに気づかれないように、O宅に忍び込み、Oのいる居間にガソリンを撒いて点火した。Oは直ちに火事と気づいたが、酔いが回っていたこともあり、炎に巻かれて焼死した。また、この火事により、O宅は全焼したが、隣家への延焼はなかった。なお、O宅はOの単独所有で、Oのみが住居として使用していた。この場合、Xの罪責はどのようなになるか。(25点)

II Pに日頃から恨みを抱いているYは、Pを殺害しようとその機会を窺っていた。ある日、Pが砂丘にある別荘で休暇中という情報を得たYは、Pを殺害するため、Pの別荘に向かった。YがPの別荘に着いたとき、Pは居間で高級ワインを飲みながらくつろいでいた。それをみたYは、Pのいる居間に侵入し、手持ちのナイフで背後からPを刺突し、失血死させた。このままPの死体を別荘ごと燃やして証拠を隠滅しようと思いついたYは、近くのガソリンスタンドで、「路上でガス欠になって困っている」と嘘をついて、10リットルのガソリンを購入、携行缶に入れてPの別荘に戻った。そして、再びPの別荘に侵入し、Pの死体のある居間にガソリンを撒いて点火した。その結果、Pの別荘は全焼した。なお、Pの別荘は、Pの単独所有で、Pが休暇のたびに寝泊まりしていたものであるが、砂丘の真ん中にある一軒家で、周辺に延焼する可能性は皆無であった。

この場合、Yの罪責はどのようなになるか。(25点)

平成31年度九州大学法科大学院入学試験問題

(第2次募集)

刑事系法学専門試験

【刑事訴訟法】

次の最高裁第2小法廷平成30年10月31日決定(裁判所ウェブ)の判旨及び補足意見を読み、以下の各設問に答えよ。(解答は答案用紙に設問番号を記載して行うこと。)

「本件抗告の趣意は、判例違反をいう点を含め、実質は単なる法令違反の主張であって、刑訴法433条の抗告理由に当たらない。

なお、所論に鑑み職権により調査すると、原決定が、本件勾留の被疑事実である大麻の営利目的輸入と、本件勾留請求に先立つ勾留の被疑事実である規制薬物として取得した大麻の代替物の所持との実質的同一性や、両事実が一罪関係に立つ場合との均衡等のみから、前件の勾留中に本件勾留の被疑事実に関する捜査の同時処理が義務付けられていた旨説示した点は是認できないが、いまだ同法411条を準用すべきものとまでは認められない。

よって、同法434条、426条1項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。なお、裁判官三浦守の補足意見がある。

裁判官三浦守の補足意見は、次のとおりである。

本件は、大麻の密輸入に関し、いわゆる「クリーン・コントロールド・デリバリー」による捜査が行われ、被疑者は、本件の「勾留請求」の前に、規制薬物として取得した大麻の代替物の所持の被疑事実により勾留され、その後、大麻の営利目的輸入の被疑事実により本件の勾留請求がされたというものである。

本件の被疑事実と前件の被疑事実とは、一連のものであって密接に関連するが、社会通念上別個独立の行為であるから、併合罪の関係にあるものと解されるところ、両事実の捜査に重なり合う部分があるといっても、本件の被疑事実の罪体や重要な「情状事実」については、前件の被疑事実の場合より相当幅広い捜査を行う必要があるものと考えられる。

したがって、原決定が、両事実の実質的同一性や、両事実が一罪関係に立つ場合との均衡等のみから、捜査機関が、前件の被疑事実による勾留の期間中に、本件の被疑事実の捜査についても、同時に処理することが義務付けられていた旨の説示をした点は、刑訴法60条1項、426条の解釈適用を誤ったものというほかない。」

設問1 下線部 a、b、c の言葉の意義について説明せよ。(30点)

設問2 波線部を読んで次の各問に答えよ。(20点)

(1) 本件で問題になっているのは逮捕・勾留手続のどの原則に関する事か。次の①から④の中から最も密接に関係するものをひとつ選択した上で、それが原則とされる理由について説明せよ。

- ①逮捕前置主義
- ②事件単位の原則
- ③再逮捕・再勾留の禁止
- ④一罪一逮捕・一勾留の原則

(2) 本件で問題となっている原則の例外として、たとえ二つの犯罪事実が一罪の関係にあったとしても、捜査機関に対し勾留につき同時処理を義務付けることが相当でない場合も考えられる。どのような場合に例外を認めてよいか、具体例をあげて述べよ。

<参考条文>

○大麻取締法

第二十四条 大麻を、みだりに、栽培し、本邦若しくは外国に輸入し、又は本邦若しくは外国から輸出した者は、七年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、十年以下の懲役に処し、又は情状により十年以下の懲役及び三百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。

第二十四条の二 大麻を、みだりに、所持し、譲り受け、又は譲り渡した者は、五年以下の懲役に処する。

2 営利の目的で前項の罪を犯した者は、七年以下の懲役に処し、又は情状により七年以下の懲役及び二百万円以下の罰金に処する。

3 前二項の未遂罪は、罰する。